




馬車道まちづくり協定書

〈 本 編 〉

〒231-0014 横浜市中区常盤町4-42

 馬車道商店街協同組合。

TEL045 (641) 4068

FAX045 (641) 9224

まちづくり協定書の項目

まちづくりの理念		
	まちづくりの基本理念	第1条
	馬車道まちづくり憲章	第2条
	協定書の目的	第3条
	協定書が対象とする区域	第4条
	協定書が対象とする者	第5条
	協定書が対象とする事前の届出	第6条
	協定内容遵守の指導	第7条
	馬車道パートナーシップ	第8条
	まちづくりコンセプト	第9条
	タウン・アイデンティティ=TI	第10条
	マーク及びネーミングの使用	第11条

ハード協定		
1. ハードの基本方向		第12条
2. 街なみ景観	カラーリング	第13条
	まちづくり事業・施工部分の変更	第14条
3. 建築物	建築物の新築・増改築及び既存建築物の改修・改装	第15条
	建築用途	第16条
	業種・業態の制限	第17条
	建築物の高さ	第18条
	照明の制限	第19条
	壁面後退	第20条
	建築物のデザイン	第21条
	メンテナンス	第22条
4. 看板・広告物	看板・広告物	第23条
	吊り絵看板の設置	第24条
	看板・広告物の禁止	第25条
	パッケージ率	第26条
	まちづくりコンセプトの遵守	第27条
	看板・広告物の種類	第28条
	看板・広告物の限定	第29条
	基準の適用	第30条

ソフト協定		
5. ソフトの基本方向		第31条
6. にぎわいづくり	にぎわいづくり	第32・33条
	商品開発 — 馬車道名物づくり	第34条
	来街者へのアピール	第35条
	イベントへの参加	第36条
7. 環境保全	清掃・環境保全	第37・38条
	安全性の確保・防犯	第39・40条
	植栽	第41条
8. 人間優先の街	人間優先の街としての対応	第42条

※本協定書の運営の細目は、別途「運用基準」に定める。

「運用基準」の細目は、時代の変化等、必要に応じて適宜変更するものとする。

まちづくりの理念

(まちづくりの基本理念)

第1条 馬車道は、“日本の異国文化発祥の地”として、開港横浜の歴史・文化を大切にするとともに、新しい文化を提案する。

(馬車道まちづくり憲章)

第2条

【馬車道が提供するもの】

1. わたしたちは、この街での出会いや交流を大切に、生活文化を提案し、ゆったりした大人の時間を提供する、洗練された街をつくります。

【馬車道の資産】

2. わたしたちは、開港横浜の歴史を擁する街として、豊かな文化を守りはぐくみます。

【環境・景観】

3. わたしたちは、誰もが安心して街歩きを楽しめるように、安全で快適で、緑あふれる、美しい歩行空間を確保します。

(協定書の目的)

第3条 本協定書は、馬車道商店街における「まちづくり憲章」のもと、第4条に定める区域内において第5条に定める対象者間のまちづくりに対する意志統一を図り、お互いが協力し合って、調和のとれたまちづくりを進めることを目的とする。

(協定書が対象とする区域)

第4条 港町から万国橋までの馬車道通りの両側の街区で、かつ関内大通りから博物館通りまでの範囲を、本協定書が対象とする協定適用区域とする。なお、協定締結当初（昭和50年）からまちづくりの検討に取り組んできた区域（協定適用区域図に示す区域A）は港町から本町までの馬車道通りに接する街区であったが、その後対象区域を拡大して現在に至っている。

- 2 本協定書の目的とするまちづくりを協力し合って進めるため、適用区域内での事業者、新規事業者は馬車道商店街協同組合の会員となるものとする。

(協定書が対象とする者)

第5条 本協定書は、次の者に適用する。

- ・ 馬車道商店街協同組合の会員及び同賛助会員
- ・ 第4条に定める区域への新規出店者
- ・ 第4条に定める区域で商売・業務を行う者
- ・ 第4条に定める区域の地権者
- ・ 第4条に定める区域内居住者
- ・ 第4条に定める区域内交通者（「馬車道パートナーシップ」への賛同）

(協定書が対象とする事前の届出)

第6条 まちづくりコンセプトを守り調和のとれたまちづくりを進めるため、次の内容について届出をするものとする。

- ・ 馬車道のネーミングとマークを使用する場合（第11条参照）
- ・ まちづくり事業施工部分になんらかの変更を及ぼす場合（第14条参照）
- ・ 建築物、看板広告物を新たに造る場合や変更する場合（第15条参照）

(協定内容遵守の指導)

第7条 「まちづくり委員会」が協定内容にそぐわないと判断した場合は、「まちづくり委員会」が事業者や新規事業者申請者に対し指導できることとする。

(馬車道パートナーシップ)

第8条 開港横浜の歴史を擁する街、馬車道。わたしたちは、この豊かな歴史資産を守りはぐくみ、後世に残し伝えていきたいと思っております。ぜひ、皆さまのご協力をお願いいたします。

1. 馬車道の地元のお店をご利用いただき、地元の特産品やオリジナル商品をお買い求めください。
2. 馬車道の街を歩きながら、ゆったりと買い物や散策をお楽しみください。
3. 歴史的建造物や記念物、植栽を大切にしてください。
4. 街の環境づくりにご協力ください。ゴミ等は、リサイクルを考慮してお持ちかえりください。
また、違法駐車・駐輪、放置自転車の防止にご協力ください。

(まちづくりコンセプト)

第9条 ●馬車道文化と出会う街『オールドタウン馬車道』

「オールドタウン」とは、文明開化の街として、古い時代(明治・大正)の良いところを現代まで継承しながら、新しい時代の良さをとり入れて独特の地域文化を創造している大人の街。

古き良き西洋文化の面影を残す街なみ、誰もがゆっくりとそぞろ歩きを楽しめるガーデンストリート、本物志向の上質な商品、紳士淑女に相応しい洗練されたサービスに出会える街。

(タウン・アイデンティティ＝T I)

第10条 馬車道を統一されたイメージで外部にアピールするために、街の視覚デザイン(タウン・アイデンティティ＝T I)を定め、遵守する。

(マーク及びネーミングの使用)

第11条 各個店で店頭、商品、販促、看板等に使用する馬車道マーク及びネーミング等(馬車道商店街協同組合にて商標権所有)に関しては「企画宣伝委員会」が管理する。各個店で使用する場合は「企画宣伝委員会」に申し出て、認定許可を受けるものとする。

ハード協定

1. ハードの基本方向

第12条 ハードの基本方向を以下の2つに設定する。

●文明開化の街：開港横浜の歴史を擁する文明開化の街として、この特性・歴史資産を保存・修復・活用し、まちづくりコンセプトを重視した大人のまちづくり。

●人間優先の街：バリアフリー、ユニバーサルデザインを重視した“緑と太陽のあふれる歩行者空間を創造する人に優しいまちづくり”。

2. 街なみ景観

(カラーリング)

第13条 まちづくりコンセプトに基づき、ベーシックカラー「緑・茶・黒・白」と、サブカラー「アクセントカラー」を定める。建物は「茶・黒・白」をベーシックカラーとする。この色を基調として建築物及び、看板・広告を作成する。

2 吊り絵看板、壁面張り出し看板、フラッグのワクや金具の色は緑とする。(第28条の図①②④参照)

(まちづくり事業・施工部分の変更)

第14条 レンガ舗装等まちづくり事業の施工部分に何らかの変化を及ぼす場合は、工事の始まる2ヶ月前までに「まちづくり委員会」に工事計画を説明し、同意を得る。また、「まちづくり委員会」は、事前に公共団体等関係団体・機関と協議する。

3. 建築物

(建築物の新築・増改築及び既存建築物の改修・改装)

第15条 まちづくりコンセプトを守り、調和のとれたまちづくりを進めるために、地区内で建築物等の新築・増築・改築・撤去・大規模修繕、店舗ファサードの改築、店舗の改装、宅地造成その他土地形質の変更、その他馬車道の景観形成に影響を及ぼすおそれのある場合は、新築の場合は建築確認申請の2ヶ月前、改築・改装の場合は工事着工の1ヶ月前までに「まちづくり委員会」に計画の届け出を行い同意を得る。

(建築用途)

第16条 街のにぎわいづくりのために、建築物の用途は物販・飲食・サービス店舗を原則とする。業務型店舗（銀行・証券会社・保険会社等）や一般事務所、住居としての利用を行う場合は、建築物の3階以上の部分とし、建築物の1・2階部分は、物販・飲食・サービス店舗とする。

2 建物の1・2階部分の住居利用は認めない。

(業種・業態の制限)

第17条 まちづくりの理念に反した業種・業態の店舗・施設（例：工場・倉庫業・ガソリンスタンド・ワンルームマンション・風俗営業店・ラブホテル・消費者金融・パチンコ店等）の出店は認めず、まちづくりの理念にかなった業種・業態の店舗を積極的に誘致する。但しこの協定締結の際に現存する上記の施設に関しては調和のとれた街づくりを推進するため、極力、理念に基づいた業種・業態に変更する。

(建築物の高さ)

第18条 建築物の高さは、31m以内を基本とする。ただし、地区計画により別途建物の高さの制限が定められている区域については、地区計画の制限による。

(照明の制限)

第19条 建築物の照明はガス灯のある大人のまちに調和させるため、個店のみが目立つような照明はさける。

(壁面後退)

第20条 馬車道通りの歩行者空間をより安全で快適なものとするために、港町から本町までの馬車道通りに面する建築物の1・2階部分は2.5m以上の壁面後退を行う。やむをえず業務型店舗を1階に設置する場合は、建築物の1・2階部分は、6.0m以上の壁面後退を行う。

2 本町から万国橋までの馬車道通りに面する建築物、及び港町から万国橋までの馬車道通りに交差する道路に面する建築物の1・2階部分は、壁面後退を行うことを基本とする。

3 建物前はゆとりをもたせ、広場空間として整備・利用する。ベンチや休憩施設、植栽等を設置し、ライブスポットや文化的なイベント広場として積極的に利用する。

(建築物のデザイン)

第21条 建築物及び店舗外観などのデザインにはまちづくりコンセプトを反映させる。

(メンテナンス)

第22条 街なみの景観にそぐわなくなったものや、経年変化や劣化等によって危険になったものは、当該物件の所有者がメンテナンスを行う。

2 メンテナンスが必要かどうかの判断は、当該物件の所有者が自主的に行うが、「まちづくり委員会」が指摘する場合もある。

4. 看板・広告物

(看板・広告物)

第23条 看板・広告物等も街なみ景観のひとつとする。その設置については横浜市屋外広告条例に基づくとともに、まちづくりコンセプトに適合させる。

(吊り絵看板の設置)

第24条 街なみを美しく統一させるため、各店舗には吊り絵看板（第28条 看板・広告物の種類①参照）を積極的に設置する。

(看板・広告物の禁止)

第25条 街の景観バランスを乱すため、屋上型広告（第28条の図⑧参照）及びのぼり旗（第28条の図⑨参照）の設置を禁じる。

2 看板・広告物は自店のもののみとし、貸し看板・広告物の設置（他企業・他店舗への看板・広告物の貸し出し）を禁じる。

(パッケージ率)

第26条 看板・広告物を設置する際は、広告が街の景観バランスを乱さないように、パッケージ率を算出して「まちづくり委員会」に提出し、同意を得る。（パッケージ率とは、建築物の1・2階部分の道路からの見付け面積に対する、看板・広告物の表示面積合計の割合をいう）

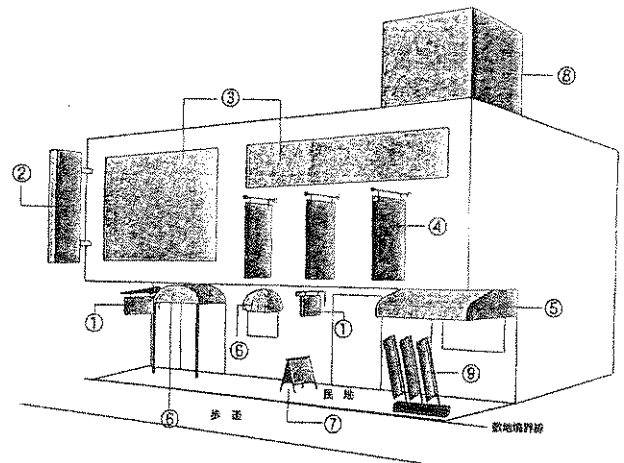
(まちづくりコンセプトの遵守)

第27条 チェーン店などで独自のコーポレートカラーが決められている場合でも、馬車道のまちづくりコンセプトやカラーリングを遵守する。

(看板・広告物の種類)

第28条 馬車道に取り付ける広告は建物への取り付け位置・取り付け方によって次のように分類する。

- ①吊り絵看板
- ②壁面張り出し看板
- ③壁面パネル（懸垂幕・横断幕・窓貼り等含む）
- ④フラッグ
- ⑤テント
- ⑥キャノピー
- ⑦折畳式スタンド — 臨時使用のみ許可
- ⑧屋上（広告塔など） — 使用禁止
- ⑨のぼり旗 — 使用禁止



(看板・広告物の限定)

第29条 広告物は馬車道にぎわいをもたらすが、あまりに多すぎると街全体の景観バランスを乱し、街の魅力を損なうおそれがある。こういう状態を避け、まちづくりコンセプトに統一・調和させるため、広告物の形や大きさ、色やデザインを限定する。（内容については次ページの表参照）

(基準の適用)

第30条 新設する看板・広告物はすべて、第23条から第29条の取り決めに従って行う。但し、この協定締結の際に現存するものは、付け替え時および改修時には第23条から第29条の規定に従う。

●広告物の限定内容

	大きさ	色・デザイン	数・設置場所	広告物の形
①吊り絵看板	50×50cm 以内とする。 (取り付け金具は含まず)	広告面 (A) にのみ広告を入れることができる。オールドタウンの街なみにふさわしい色・デザインとする。 取り付け金具 (B) は、馬車道グリーンとする。	看板の下が、歩道の上から2.5mのところをさうように設置する。	
②壁面張り出し看板	幅 1m 以下 (先端部は外壁より1.4m以下)。 複数のユニットにわかれた場合は、厚みを統一させる。	広告面 (A) にのみ広告を入れることができる。街なみにふさわしい色・デザインとする。 A面最下部には馬車道マークを入れる。 B面は馬車道グリーンとする。	歩道の上から6.5m以上に設置。建築物の上方にはみ出さない。 1つ又は複数のユニットに分けて設置。馬車道通りに面した場所に設置。 1建物につき設置ゾーンは1ヶ所のみ。(2列にしない)	
③壁面パネル	パッケージ率 (第26条) に準じる。	広告面 (A) はオールドタウンの街なみにふさわしい色・デザインとする。 文字の大きさは、下地の板を含めて1文字70×70cm以内とする。	2階以下は、数は自由だが、パッケージ率に準じる。 3階以上は、建物や店舗の名称のみの設置とする。これは、1建物・店舗につき1つだけ設置できる。	
④フラッグ	パッケージ率 (第26条) に準じる。	広告面 (A) はオールドタウンの街なみにふさわしい色・デザインとする。 支柱 (B) は馬車道グリーンとする。	1・2階にのみ設置。数は制限しないが、パッケージ率 (第26条) に準じる。	
⑤テント	パッケージ率 (第26条) に準じる。	広告面 (A) はオールドタウンの街なみにふさわしい色・デザインとする。	壁面後退した自分の敷地内でのみ設置。	
⑥キャノピー	パッケージ率 (第26条) に準じる。	広告面 (A) はオールドタウンの街なみにふさわしい色・デザインとする。	壁面後退した自分の敷地内でのみ設置。	
⑦折畳式スタンド (床置き)	60×90cm 以内とする。	広告面 (A) はオールドタウンの街なみにふさわしい色・デザインとする。 広告面を支える支柱・イーゼル (B) は馬車道グリーンとする。 広告の下部に、横文字で馬車道と入れる。	壁面後退した自分の敷地内でのみ設置。 臨時使用後は、すみやかに撤去する。	

ソフト協定

5. ソフトの基本方向

第31条 ソフトの基本方向を以下の2つに設定する。

- 街で楽しむソフト：人と人、文化と文化、国と国が出会う“人間交流”の街として、“街での時間消費を楽しむ”ためのソフト機能の充実。
- 家に持ち帰るソフト：異国文化・西洋文化の発祥地として、“馬車道が提案する生活文化を、人々の生活の中に持ち帰り楽しんでもらう”ための生活提案ソフト機能の充実。

6. にぎわいづくり

(にぎわいづくり)

第32条 常に来街者を歓迎する街として、平日はもちろん、土日・祭日も積極的に営業し、にぎわいを絶やさないようにする。

第33条 にぎわいを維持する時間帯としては、デイトimeを9～17時とし、ナイトtimeを17～23時と設定する。夜の安全性を確保するためにも、23時までは店の前を明るくしておく。

(商品開発—馬車道名物づくり)

第34条 各店は、ソフトの基本方向に沿ったオリジナル商品（馬車道名物）の開発に励む。

(来街者へのアピール)

第35条 街歩きを楽しむ人のために、観光案内や街歩きのアドバイスができるよう、馬車道エリアにある店や観光スポット、史跡等について熟知し、来街者へのアピールに努める。

(イベントへの参加)

第36条 広域からの集客を高めるために、街のイベントには積極的に参加し多くの人に馬車道に遊びに来てもらえるよう新しいアイデアをたくさん考え、実行する。

7. 環境保全

(清掃・環境保全)

第37条 街を安全で楽しく歩けるよう、商品の搬出入については、歩行者や車の交通量が多い時間帯は極力避けるようにする。

第38条 来街者に不快感を与えぬよう、ゴミ出しには特に注意を払い、歩行者に不快感を与えないようにする。共同ビルにおいては、その管理者が責任をもってゴミ処理を行う。

(安全性の確保・防犯)

第39条 街を安全に歩けるよう、店頭はすっきりさせて、歩きやすい広さを確保する。通行の支障になるようなものは置いてはいけない。

第40条 違法駐車・迷惑駐輪をなくすよう、お互いに注意し合う。来街者、店主、従業員が自転車を使用する場合は、必ず各店で駐輪スペースを確保する。

(植栽)

第41条 馬車道通り沿いの植栽・プランターについては、「管理委員会」が管理し、常に季節感あふれるまちづくりを心がける。

8. 人間優先の街

(人間優先の街としての対応)

第42条 身障者や高齢者等も安心してご利用いただけるよう店内や店舗周辺のバリアフリー化を図る。

附則

昭和50年4月30日施行（昭和50年4月30日第21回通常総会承認可決）

昭和61年5月23日一部変更（昭和61年5月23日第32回通常総会承認可決）

平成16年5月27日改訂（平成16年5月27日第50回通常総会承認可決）

平成21年5月29日一部変更（平成21年5月29日第55回通常総会承認可決）

協定適用区域



▭ 協定適用区域

┆┆┆ 区域A：協定締結当初（S50年）からまちづくりの
┆┆┆ 検討に取り組んできた区域

↑ 0 50 100m